

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

A

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金
2 拠出先国際機関名	国連薬物・犯罪事務所(UNODC)
3 拠出形態	<input type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input checked="" type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	70,351千円 〔日本の拠出率 7.18%(2017年度) 拠出額の順位 4位〕 <input type="checkbox"/> 本拠出金のみ <input checked="" type="checkbox"/> 他の拠出金も含む
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート 1990年及び1991年の国連総会決議に基づき設立された国連薬物統制計画(UNDCP)及び犯罪防止刑事司法計画(CPCJP)が統合され, 2002年に現在のUNODCが設置された。加盟国数は193。本部はウィーン。 国連麻薬委員会(CND)及び国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)並びに麻薬3条約, 国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び国際腐敗防止条約(UNCAC)の事務局機能を有し, 国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として, 政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。 2020年4月に京都で開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンGRESS」)の事務局機能を有し, 京都コンGRESSの発信や成果のフォローアップ等を行う。 (2) 主要な活動分野 <input type="checkbox"/> 安全保障 <input type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input checked="" type="checkbox"/> 司法 <input type="checkbox"/> 教育・文化 <input checked="" type="checkbox"/> 開発・人道 <input checked="" type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input type="checkbox"/> 地域協力 <input type="checkbox"/> その他( )
6 拠出の用途及び目的	東南アジア諸国や南西アジア, アフガニスタンを含む中東・北アフリカ・サブサハラ諸国等に対するテロ・国際組織犯罪・麻薬対策の能力強化支援等に拠出することにより, これらの犯罪を防止・撲滅し, 国際社会の平和と安定・繁栄の確保に寄与することを目標とする。
7 担当課室	総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNODCは, SDGs達成目標のゴール16を構成する「法の支配」の促進を中心に, (薬物対策の観点から)ゴール3の「健康・福祉の増進」を含む10の達成目標について加盟国を支援する活動を実施している。UNODCが事務局を務める第14回犯罪防止刑事司法会議(2020年4月, 於:京都, 通称:京都コンGRESS)のメインテーマも「SDGs達成に向けた犯罪防止刑事司法及び法の支配の推進」である。</li> <li>・UNODCは, 国連決議及び各条約の締約国会議決議により, 加盟国から求められたマンデートを実施しており, 各専門分野における指標を明確化する観点から, 2か年ごとに国際組織犯罪対策, 違法薬物含む違法取引対策,</li> </ul>

腐敗対策、テロ防止、司法等の9つの分野別の戦略枠組みを策定し、加盟国の法執行機関、司法機関等に対して技術支援を提供する等している。

2018年-2019年の戦略枠組みでは、国際組織犯罪対策分野について7項目の戦略を定め、UNODC事務局の担当部局を条約局及び事業局とした上で、事務局の目標として、(a)麻薬条約や国際組織犯罪防止条約の批准国の増加、(b)地域的・国際的な協力の増加、(c)マネーロンダリング、人身取引、銃器違法取引等への対策における加盟国の能力強化、(d)野生生物犯罪対策国際コンソーシアムの野生生物及び森林犯罪分析ツールの使用能力向上、の4点を挙げ、それぞれの目標に対する達成指標を定めている。

1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)

・刑事司法・犯罪防止及び薬物対策分野では、国連最低基準の策定支援及び各国国内における実施支援やガイドラインの作成を行う他、CCPCJ及びCNDの事務局として、両委員会の運営や加盟国による決議案の企画・立案の支援作業も担っている。また、 kongressで採択される政治宣言を実施するためのフォローアップや国際的・地域的プロジェクトを多数実施している。

・さらに、UNTOCやUNCAC、麻薬3条約の事務局として、これらの条約の締約国国内における実施、締約国間の国際協力の円滑化作業のほか、未締結国による条約締結の促進に努めている。

・刑事司法・犯罪防止分野では、国連安全保障理事会の下でのテロ対策の分析と評価を行う国連テロ対策委員会執行事務局(CTED)と連携している他、世界税関機構(WCO)や国際刑事機構(ICPO)との間で各国の法執行機関のキャパシティビルディングについて緊密な協力を行っている。

・薬物対策分野では、近年重要視されるヘルスケア分野において、世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を始めとした国際機関と連携が図られ、予防・治療に関する国際基準の策定やHIV等感染防止のためのプロジェクトを合同で実施している。特に、WHOとの連携は非常に強く、新たに麻薬・向精神薬を規制対象に追加・変更する際は、WHOの専門家会合における評価・勧告に基づいて決定がなされ、CNDにはWHO関係者が出席している。なお、2017年2月に両機関は連携を一層加速するためにMOUを締結した。また、違法薬物の取締においてもWCOと連携し、空港や海港における密輸取締プログラムを世界各地で共同実施している。

1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果

・UNODCは、CCPCJとCNDの事務局として、SDGsの達成に向けた取組について毎年会期中にレビューし、国連経済社会理事会(ECOSOC)に対して、その成果を毎年報告している。2019年3月には、移民の密入国や人身取引に関する研究報告書を発表したことや、SDGsの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進をテーマとする京都kongress開催準備の取組について報告した。

・UNODCが毎年公表する世界薬物報告や犯罪動向刑事司法データは、国際社会における薬物や犯罪分野について現状や問題点を各国が認識する上で、有益な資料となっている。

・この他、UNODCが作成した文書や報告書(例:2018年には、密入国した移民について2016年に少なくとも250万人いたとする研究報告書、2019年には、142カ国から提供されたデータを取りまとめて、世界の人身取引のトレンドやパターンを分析した人身取引に関するグローバルレポートを発出)、また、作成を支援した文書(例:2019年国連麻薬委員会における閣僚宣言)は、各国が取組を実践する上での指針として機能している。

・薬物対策については、2018年6月、世界的なオピオイド(医療用薬物)危機に関する統合戦略をスタートさせ、2019年3月には、同戦略の取組の一つとして、合成麻薬のツールキットを開発し、公表した。

・2019年3月、UNODCとWCOが共同で実施している違法薬物等対策として実施しているコンテナコントロールプロジェクトは、その活動が評価され、コンテナ国際協会賞(2018 Bureau International des Containers (BIC) Award)を受賞した。

・UNODCの取組の成果については、年次報告書や随時のニュース・レター(2018年6月~2019年5月の間166回発信)の形で関係各国に配布するほか、ホームページやSNS(Twitter及びfacebookのフォロワーはそれぞれ約12万人と20万人)で広く一般に向けて発信している。また、個別のプロジェクトについては、随時ドナー国に対する進捗報告や関係国が集まる会議やそのサイドイベントの場において、写真等を用いて分かりやすくアピールする等してビジビリティを確保している。

・アフガニスタンでは、治安と貧困の悪化を背景に、違法な麻薬原料(ケシ)の生産が拡大、違法なケシの生産のおよそ9割はアフガニスタンで生産されているといわれており、麻薬問題への対処はアフガニスタンとその周辺地域の安定にとって大きな課題の一つであり、2018年11月に、ウィーンのUNODC本部にて、日本・ロシア・アフガニスタン・UNODCの代表者が、これまでの協力の成果と麻薬探知犬プロジェクトの立ち上げを踏まえ、今後の更なる協力を確認する共同文書に署名した。

1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

・テロ組織や国際組織犯罪集団による犯罪手口が多種多様化していることを踏まえ、2018年度の日本からの抛出金(補正予算による抛出を含む)は、空陸海の国境における法執行当局に対する最新の犯罪情報のインプットや取締能力及び捜査能力の向上のための研修事業等に充てており、その結果、違法取引の摘発や犯罪の未然防止が強化され、対象国・地域の安全の確保に寄与している。特に我が国は、SDGsゴール16を中心とした目標達成

に当たって中心的役割を担うのは刑事司法実務家(警察, 検察, 矯正等)であるとの認識の下, 京都 kongress のホスト国として国際社会でのプレゼンスを発揮するため, 実務家の能力構築の重要性を繰り返し強調している。そのため, 日本の拠出金は, アジア諸国を中心に刑事司法実務家の能力構築の支援に活用されており, この分野で日本がリーダーシップを発揮するのに貢献している。具体的な支援事業は以下のとおり。

・カンボジア及びベトナムでは, 女性や子どもに対する暴力や性犯罪事案が重大な社会問題となっているが, 検察等の捜査訴追機関の能力が不足しているとの実態調査に基づき, 本拠出金により, これらの国において, 評価対象期間中14回の作業部会, ワークショップ等を実施し, 総勢 741 名の警察官・検察官等にこの種の事案の捜査手法に関するトレーニングプログラム, 捜査ツール開発支援及びトレーニング等を実施した。これは東南アジア諸国の検察能力強化を目的として継続的に実施しているものの一環であり, 当該地域における我が国のプレゼンス向上に寄与している。

・ASEAN 地域におけるインターネットを利用したテロ活動の捜査・訴追は喫緊の課題であるところ, この種の事案に関する刑事司法能力の強化のため取締機関職員に対する専門的な捜査手法トレーニング, バングラデシュにおける犯罪及び暴力的過激主義対策のための空港に顔認証システムの導入, オペレーターのトレーニング等による警察能力の向上等を支援した。

・麻薬原料(ケシ)の世界最大の生産国であるアフガニスタンの違法薬物対策として, 空港での違法薬物を阻止するための能力強化支援, 代替収入源の確保のための支援, アフガニスタン及び近隣中央アジア5カ国における警察の違法薬物取引への対応能力の強化等を実施した。特に 2012 年から, UNODC が日本・ロシアと協力して実施している「ドモジドヴォ・プロジェクト」では, アフガニスタンと同国と国境を接している中央アジア5か国の麻薬警察の捜査官に対する研修を行っており, 過去 7 年間で 195 名(2018 年:39 名)の捜査官を訓練し, 各国の捜査活動の強化に貢献した。「ドモジドヴォ・プロジェクト」の高い成果・実績をベースとしたさらなる協力として, アフガニスタンにおける違法薬物対策のための法執行機能強化のため, 2018 年 10 月には, アフガニスタン内務省に麻薬犬探知犬チームを創設するためのプロジェクトが日本, ロシア及び UNODC との協力により発足した。

・また, 本拠出金により, アフガニスタンに次ぐ麻薬原料(ケシ)の主要生産地であるミャンマーにおいて, 2002 年以降継続してケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクトを支援した。同プロジェクトにより得られたデータは世界的な麻薬生産量を計る基準として違法薬物生産状況の分析に活用され, UNODC が作成する毎年の世界薬物報告書の中で公表されている。同報告書で発表されているミャンマーにおけるケシの生産状況を含む各種調査結果は, 我が国の薬物対策を企画立案する上での重要な指標, 基礎データとして各方面で活用されている。また, ミャンマー自身が自国の麻薬問題に取り組めるよう人材の育成が重要であり, 本拠出金を活用してケシの栽培状況をモニタリングする人材の育成も実施している。2018 年にはミャンマー政府の薬物乱用統制中央委員会の調査員 86 名に対して調査手法に関するトレーニングを実施した他, 同政府の地理情報システムの専門家を集めてケシ栽培モニタリングにおける衛生画像分析に関するテクニカル・ワークショップを実施した。

・さらに, UNODC は本拠出金により我が国で最も深刻な課題である合成薬物(覚せい剤, 危険ドラッグ)について, その違法な製造や密輸の実態を世界的にモニタリングするプロジェクト(GLOBAL SMART プロジェクト)を実施しており, 同プロジェクトで得られたデータについては, 世界的・地域的薬物乱用情勢を分析することに用いられ, 我が国で新規に薬物を規制するにあたっての端緒として活用され, 重要な指標の一つとされている。本プロジェクトにおける Cyclopropylfentanyl の中国での押収事実報告に基づき, 我が国では 2018 年 11 月に Cyclopropylfentanyl を指定薬物として指定した。また, 本プロジェクトにより, 覚醒剤型合成薬物及び近年世界で台頭している NPS(新精神活性物質: 日本では指定薬物等にあたる)の世界的な乱用状況及び密輸手口のトレンドの把握がいち早くなされ, 特に我が国の属する東・東南アジアグループにおいて開催されるワークショップや薬物乱用状況のモニタリングによって, 我が国に流入する合成薬物情報の入手が容易となっている。ミャンマー, タイ, ラオスに跨がるゴールデンライアングルにおいて, 錠剤型覚醒剤(YABA)の押収量が顕著に増加しているとの UNODC からの情報共有を受け, YABA の形状や外観の詳細データを外務省から厚生労働省麻薬取締部に提供した他, 覚醒剤の製造原料となる通称 APAA について, 2018 年 8 月の UNODC 主催のワークショップにおいて情報共有を受け, 2019 年 6 月には我が国でも覚醒剤原料として指定した。我が国へと流入する薬物は, そのほぼ全てが周辺諸国から密輸入されていることから, 周辺諸国の影響を受けやすい。そこで, これら新規乱用薬物情報の迅速な入手は, 我が国の薬物乱用対策の最重要課題の一つとして我が国の薬物対策計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に掲げている。本拠出金プロジェクトにより, 我が国は同戦略の推進に不可欠な貴重な情報を入手することができた。

## 評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策, 外交戦略・重点分野等

① 関連する日本の重要政策(施政方針演説, 外交演説, 各種基本計画等のうち主なもの)

・第 198 回国会の外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)

イラク、シリアにおけるイスラム国の支配地域が大幅に縮小したものの、外国人テロ戦闘員が出身国や第三国へ帰還・移転したことにより、テロ及び暴力的過激主義の脅威もアジアも含めて世界中に拡散しています。関係各国とテロ対策に関する協力を強化し、穏健化の促進等に取り組めます。

・経済財政運営と改革の基本方針 2018(第2章7.(4)①, 平成30年6月15日)

京都congレス 2020の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。

・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(7(2), 平成29年12月11日)

関係省庁は、引き続き、二国間や多国間のテロ対策会議へ積極的に参加し、組織的犯罪処罰法等の改正により締結した国際組織犯罪防止条約(UNTOC)等の枠組みを活用するなどして、テロ対策について関係国間の更なる連携強化や情報共有を推進する。

・第五次薬物乱用防止五か年戦略(目標3, 目標5 平成30年8月 薬物乱用対策推進会議決定)

目標3 薬物密売組織の壊滅, 末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

(6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

乱用拡大が懸念される未規制物質等の流通を防ぐためには、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(中略)

(未規制物質等の迅速な指定の推進)

・未規制物質のうち、精神毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定を推進する。

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

(2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

(国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化)

・国際会議等への参加の機会を利用し、各国機関及び国連薬物・犯罪事務所(UNODC)をはじめとする国際機関等と薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化を図る。

(3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画

国連麻薬委員会(CND)における薬物政策を巡る議論や、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)や国際刑事警察機構(ICPO)などの国際機関を通じた技術協力や国際的な捜査協力の推進に積極的に参加することにより、国際連携を強化し、また、我が国の薬物対策等への理解を促す必要がある。このため、以下の取組を行う。

(中略)

(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

(技術支援等を通じた国際連携の強化)

・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンやミャンマーに対して、薬物取締り能力強化や代替作物の開発を支援する。

(薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取組体制の強化)

・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)によるグローバルSMARTプログラムを支援し、アジアにおけるNPSを始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化する。

## ② 日本外交の関連重点分野

地球規模課題への対応(テロ・暴力的過激主義対策)

地球規模課題への対応(法の支配の強化への積極的取組)

自由で開かれたインド太平洋(平和と安定の確保)

### 2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献

・世界各地にテロや国際組織犯罪が拡散し、地理的にも日本に近いアジアにおいて日本人が巻き込まれるケースが生じる中、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて策定したテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画やその後のサミットでの関連文書及び河野外務大臣の外交演説にあるとおり、日本は国際的なテロ及び暴力的過激主義対策の推進を重要な外交課題として位置付けている。かかる取組において中心的な役割を果たすUNODCとの連携・協力は、外交政策を遂行する上で必要不可欠である。特に、これらの犯罪の根絶には、法執行当局関係者の能力強化や暴力的過激主義対策といった中長期的なソフト面での取組が必要であり、高い専門性を有するUNODCと連携することは、日本の外交政策の遂行にとって効果的かつ効率的である。また、これらの犯罪は国境を跨いで行われており、UNODCを介することで地域全体に資する具体的な支援を実施することが可能となり、これ

を日本の顔が見える形で実施することにより、当該地域における日本のプレゼンス上昇にも繋がっている。実際、日本は、上記G7行動計画でも確認されている「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」を重視する立場から、2016年以降アジアの水際対策等を重点的に支援しており、日本及び日本人の安全にも直結するアジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策及び日本のプレゼンスの強化の両面で国益に資する支援を、UNODCを始めとする国際機関を通じて実施している。この中には、海洋を介して実行される国際的な組織犯罪対策に横断的に取り組むUNODC内の部局との連携も含まれ、2018年7月及び11月にはインド洋沿岸国の海上警察に対する法執行研修を実施した。UNODCのこのような活動は国際社会の平和と安定・繁栄のために日本が進める「自由で開かれたアジア太平洋戦略」にも即している。

・日本は、2020年4月に京都コンgres(ハイレベルを含めた約5,000人が参加)を本邦にて開催する。同会議は、UNODCが事務局を務めるCCPCJが準備母体となって5年に一度開催する犯罪防止・刑事司法分野での国連最大の会議であり、UNODCとの密な協力なくしてホスト国としての成功は達成し得ない。特に、その成果物となる政治宣言に関しては、2019年より各地域での準備会合等を事務局として主催するなど、将来に向けた刑事司法分野の国際的な指針を示すものとなるよう議論をリードしているところ、UNODCは我が国にとって不可欠なパートナーとなっている。

・2020オリンピックパラリンピック東京大会等を控え、国内のテロ対策の重要性が益々高まる中、日本はテロを含む国際組織犯罪の抜け穴とならないよう、2017年7月にUNODCが事務局を務めるUNTOCを締結した。これにより、同条約の締約国との間における捜査共助や犯罪人引渡しをより迅速で充実した形で実施できるようになり、より一層効果的に国際社会と協力して、テロを含む国際的な組織犯罪に対処することが可能となった。

・2012年以降、UNODCが日本・ロシアと協力して実施しているアフガニスタン産麻薬対策「ドモジドヴォ・プロジェクト」は、アフガニスタン及び中央アジア諸国の麻薬対策能力向上に資するのみならず、日露間の協力の成功事例として首脳レベル(2018年11月日ロ首脳会談)でも高く評価されており、両国の良好な関係発展に大きく寄与。また、その成果の広報についても、ウェブサイトやSNSでの発信に加え、UNODCの担当者が外交専門誌『外交』vol. 52(2018年11月)や『外交青書2019』のコラムなどで同プロジェクトの内容・意義について発信している。

・2019年2月、来日したジェレミー・ダグラス UNODC 東南アジア・大洋州地域事務所長は、自民党司法制度調査会に出席して京都コンgres、UNODCの活動内容、重要性等について説明し、UNODCの広報活動を実施した。

### 2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保

・UNODCが事務局を務める2つの委員会(CCPCJ及びCND)のいずれにおいても、日本は長年にわたり委員国として意思決定に関与する地位を確保(CCPCJでは2017年の選挙で再選(任期は2020年)。CNDでは2019年5月の選挙で再選(任期は2020年～2023年)、委員国はCCPCJ40カ国、CND53カ国)。

・2019年4月からは、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が、両委員会において、アジア太平洋グループの議長を務めている。

### 2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等

・2013年以来、双方ハイレベルの協議の枠組みとして「日・UNODC戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:事務局長)を通じて、重点分野や重点地域を定めた共同行動計画を策定している。年に1回の頻度で開催(直近の開催は2018年8月)し、既存のプログラムをレビューし、あり得べき連携についての方向性を決定するとともに、日本の拠出案件をこれに則った形で実施し、かつ日本の貢献が見えるよう一層のビジビリティを確保するよう要請している。かかる観点から、日本がUNODCに拠出する際は、UNODC事務局長の出席を得てキックオフイベントを実施しており、これはビジビリティの観点から効果が大きい。このような枠組みをUNODCが有するのは日本との間だけである。

・2018年8月に東京で実施した「日・UNODC戦略政策対話」のため来日したフェドートフUNODC事務局長は、外務大臣、法務大臣、厚生労働大臣を表敬。また、2019年3月には山田外務大臣政務官がウィーンで開催されたCND閣僚級会合に出席するとともに、フェドートフUNODC事務局長と会談。会談においては、京都コンgresに向けて更に緊密に連携していくことを確認するなど、UNODC及び我が国ハイレベル間で緊密な連携を図っている。

### 2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり

・UNODCを通じて実施している「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」のワークショップ(1-4参照)を日本で行う機会等を活用し、外務省の仲介により、更生・保護に関連するNPO/NGOの取組を紹介し、各国からの参加者に日本の地域社会が主体となった元受刑者の社会復帰支援の取組を紹介することで、各国において同様の取組の導入を促している。また、水際対策や人口密集地での犯罪予防・取締活動に有用である顔認証システム等の日本企業の最先端顔認証技術を紹介する機会を設けることとしている。

・さらに日本企業の国連調達への参加促進に向けた取組として行われている国連ビジネスセミナーにUNODC担当者も訪日して参加し、テロ対策機材を製造している日本企業との面談を行った。

・具体的な成果としては、平成29年度の日本によるUNODCへの拠出で実施するバングラデシュにおける犯罪及び暴力的過激主義対策のための顔認証技術導入プロジェクト及びパキスタンのトルハム国境への顔認証技術を

導入プロジェクトでは、いずれも日本企業(NEC 及び AYONIX)が落札しており、ダッカ空港及びパキスタン国境に日本製の機材が設置されることとなった。

### 評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018年6月公表(2017年度分)	通貨	米ドル
予算額	351,215,000	決算額	308,703,000
予算額・決算額の差	42,512,000	予算額に占めるその差の割合	12%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	2018年6月受領(2017年度分)	通貨	米ドル
報告がない場合、その理由	—		
予算額	642,616	決算額	589,839
予算額・決算額の差	52,777	予算額に占めるその差の割合	8%
65%以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	対象期間:2017年1月~2017年12月	報告年月	2018年6月公表
実施主体	国連会計検査委員会		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)		有	
(2)内部監査			
対象年度	対象期間:2016年5月~2018年10月	報告年月	2019年2月公表
実施主体	UNODC 事務局長直属の独立評価ユニット(IEU)(下記を含め計12件実施)		
対象事項	東バルカン重大犯罪対策イニシアティブ		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
監査報告書では、重大な誤りはないが、財務報告の若干の不備、UNODC事務局の腐敗対策フレームワーク、職員の旅費管理、SDGsへの貢献につき改善の余地がある旨指摘された。			
<b>【不正関連】</b>			
不正事案についてはなかったと報告されているが、UNODC内では不正が起りやすい分野等のリスク評価が組織的に行われていないため、腐敗対策フレームワークとしてUNODCの特定の不正リスクの評価を行うことの重要性が指摘された。			

**【人事関連】**

・人事面では、各国から職員構成につきジェンダーバランスの向上を強く求められており、UNODC は、職員の応募、採用、定着、昇進等の各過程で女性比率を高めるための取組を推進した結果、2017 年末における男女比の割合は、組織全体では 57 対 43。P5 以上の職員については、前年比 1% 以上増の目標を達成したが、P1～P4 は目標を達成できなかった。本部における職員数は女性が男性を上回った。2017 年 5 月にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのグローバルプログラムを立ち上げ、ジェンダー平等戦略及び行動計画(2018 年-2021 年)を策定し、実施中。

**【予算関連】**

・財政面では、CCPCJ 及び CND において、拠出国に対して 2 年ごとに予算計画の審議が行われるとともに、毎年財政状況が報告されている(直近は 2018 年 12 月実施)。このほか、UNODC の行財政問題についてより実務的に議論を行う場としてワーキンググループ(FINGOV)が設置されており、2018 年には 6 回開催された。この WG においても財政状況について報告がなされ、関係国から説明や改善を求めることが可能である。具体的には、日本を含めた関係国からプロジェクトの実施に要する間接経費の算定基準や本部(マネジメント)と地域事務所(プロジェクト実施)との間のリソース配分等について、実態の説明や改善を重ねて求めてきた結果、UNODC による情報開示や改善の努力が図られている。

**【その他】**

・日本からのイヤマーク拠出について、これまで UNODC からは小規模なプロジェクト・ベースの提案が多数提出されていたため、成果が断片的で見えにくい上、UNODC 内の部署を超えた連携が十分に取られていなかった。このため、2018 年度からは、我が国の要請に基づき、特定のテーマ(例:若者の過激化対策)ごとに部署を超えて連携を促すとともに、成果の最大化・見える化を図るため、より包括的なプログラム・ベースの提案を提出させるよう仕組みを切り替えた。

**評価基準4 日本人職員・ポストの状況等**

4-1 日本人職員数 (原則、各年 12 月末時点、専門職以上。)								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
	2018	2018		内、幹部	2017	2016	2015	
407	11	1	2.7	7	4	5	5.3	5.7
<input checked="" type="checkbox"/>	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り		1 名	備考	—			
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
—								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
・毎年開催している日・UNODC 戦略政策対話の成果として双方が協力して取り組む分野等を定めた「共同行動計画」の中には、日本人職員数の増加の重要性が共通認識として盛り込まれている(直近のものは 2018 年 8 月作成・公表)。								
4-4 その他特記事項								
・日本人 JPO は 3 名。毎年、UNODC から日本の JPO 受け入れを希望するポスト一覧の提示を受け、JPO 応募者とのマッチングに活用(日本人 JPO に対する UNODC のニーズは極めて高く、毎回多数のポストが提示される)。 ・近年、上記政策対話その他のハイレベル協議を含めた累次にわたる意見交換等を通じ、日本人職員増強の重要性の理解がさらに深まり、双方の連携により日本人採用が実現する事例が増加し、近年日本人職員数が大幅に増加した(2016 年:4 人→2017 年:7 人→2018 年:11 人)。特に 2018 年 6 月には、事務局長に次ぐ幹部ポストである事業局長(D2)に日本人女性が着任するという成果が生まれた。								